

所究研濟經亞東

學大部國帝都京
內部學濟經

東亞經濟叢論

號壹第 卷壹第

月二年六十和昭

年四回
元月
刊行

創刊號

宋金貿易に於ける茶錢及び絹について	文學博士加藤 繁
中國金融の特殊性	經濟學博士小島昌太郎
支那農村の包稅制度に就いて	經濟學博士八木芳之助
現代支那社會論	文學士小竹文夫
支那に於ける米の流通機構と其の流通費用	經濟學士天野元之助
墨家の經濟思想	經濟學士穗積文雄
領用制の進展	經濟學士德永清行
東亞食糧問題と食糧慣習	經濟學士大上末廣
買辦制度	經濟學士鈴木総一郎
支那に於ける教會の社會性	經濟學士澤崎堅造
支那紡績業に於ける勞働請負制度	經濟學士岡部利良
中國に於ける聯合準備制度について	經濟學士熊本吉郎
佛領印度支那の財政	經濟學士島本 融
東亞廣域經濟の貿易政策	經濟學博士谷口吉彦

(禁轉載)

賣發 閣斐有 肆書

中國金融の特殊性

小島 昌太郎

- 一 一國金融の特殊性
- 二 資金の一般的性質
- 三 實體價值の上に成立する資金と、社會秩序の下に成立する資金
- 四 金融の特殊性を決定する所の資金
- 五 銀本位制によつて賦與せられたる中國金融の特殊性
- 六 海外よりの流入資金によつて賦與せられたる中國金融の特殊性
- 七 紙幣によつて賦與せられたる中國金融の特殊性

一 一國金融の特殊性

一國金融の特殊性は、基本的には、二つの事柄によつて釐成せられる。一つは精神的の事柄であり、他は物質的の事情である。すなはち一つは、國民性であり、他は、資金の性格である。金融の制度も、金融の機關も、金融の取引も、凡そ金融機構のあらゆる事柄は、すべてそこに活動する國民の性格と、その金融市場に於て活動す

る資金の性格とによつて規制せられるのである。

それゆゑに、中國に於ける金融の特殊性を把握するには、中國人の金融に關する國民性の現はれと、中國金融市場に於ける資金の性格とを、先づ明かにしなければならぬ。國民性に關することは、後日に譲り、こゝには、専ら、資金の性格の上より、中國金融の特殊性を概論せんとするのである。

然るに、資金の性格を具體的に闡明するについては、多少、原理的に資金そのものゝ本質より説き起さなければならぬ。すなはち、資金は、資金としての一般的性格をもつと共に、一國金融市場に於ける資金としての特殊的性格をもつものであつて、こゝに述ぶる所の、中國金融の特殊性といふが如き、一國金融の特殊性に關するものは、資金の特殊的性格に規定せらるゝ所のものであるからである。

資金の特殊的性格は、次の四種の資金の發生態様とその目的によつて賦與せられる。

一、金屬本位制度の下に於ては、その金屬本位貨幣の生成態様

二、外國資金の流入態様

三、政府資金の支拂ひまたは貸出の目的

四、發券銀行に於ける資金の支拂ひまたは貸出の目的

金融市場に於ては、これらの資金を基礎として、更に、その上に、金融取引關係によつて、發生する所の資金があるのである。併しながら、一國金融の特殊性を賦與する所のものは、前述四種の資金の發生態様そのものであつて、金融取引關係によつて發生する所の資金は、直接にこの特殊性の賦與に與る所はない。すなはち、金融

取引によつて生ずる資金は、これら四種の資金が、一般の銀行に預金として預け入れられ、それが貸出され、更にまた預金として預け入れられるといふことによつて、發生するものであるから、その特殊的性格は、前述の基
本たる資金の性格を傳承するに過ぎないものである。

私は、ここに、中國金融の特殊性を、中國に於ける前述四種の資金の發生態様に照合して、把握せんとするものであるが、それには先づ、金融の特殊性を賦與するものとして、何故に、この四種のものが選出されねばならぬかを明にして置かねばならぬであらう。

二 資金の一般的性質

或る一國民經濟に於ける資金の特殊性を捕へて、これを闡明するがためには、先づ資金なるものゝ一般的發生態様と、一般的性格とを明かにして置かねばならぬ。

資金とは、本質的にこれを言へば、一般的購買力に外ならぬものである。一般的購買力が、資本たる性質をもつときに、資金と言はるゝものなるは、今更、述ぶるまでもない。併し、このことが、資金なるものゝ一般的、そして根本的な性格である。

一般的購買力は、要するに、社會の一般的認識によつて生ずる。歴史的發生的に言へば、一般的購買力として承認せられたるものは、具體的有形の物體に於てであつた。貝殻、穀物、布帛、砂金等が、原始經濟の時代に於て、貨幣として、各民族によつて用ひられたのは、史上に明かなる所であるが、これらのものは、その時代に於

て、その場所に於て、何人も一般にこれをもつことを好むものであり、一般人の欲望の對象となつたから、これらが一般的交換の媒介たる役目をつとむることとなり、一般的購買力を帶有するものとなつたのである。すなはち、それらのものが、一般人の欲望の對象であるといふことよりして、それらのものに對して、一般的購買力たる認識が賦與せられることとなつたのである。一般人の欲望の對象たるもの、換言せば、總ての人がもつことを好むものを有すれば、これを以て、他人の有する他の各種のものを、それと交換することが出来るからである。

一般的購買力のかくの如き發生は、貝殻、穀物、布帛、砂金等が、本來帶有する價值を基礎とするものであり、或は、その價值の別表現であると見てもよい。貨幣が鑄造せらるることとなり、金貨若しくは銀貨が、本位貨幣として採用せられるやうになつても、事情は全く同一である。本位貨幣といふ制度自體が、その素材金屬の價值と、それに於ける一般的購買力とを、常に一致せしめんとする制度なのである。

人智の幼稚なる時代にありては、一般的購買力の認識は、具體的有形の物體に於ける、そのものゝ價值を基礎とするの外はなかつた。然るに、人智が進歩し、社會秩序も整備し、經濟も發達するに及んでは、一般的購買力なるものは、具體的有形の物體に於ける價值を基礎とするの要はなくなり、社會秩序そのものに信頼し、それに依存して成立し得ることゝなつた。

すなはち、社會秩序が確立するに至れば、その秩序に對する信頼により、一葉の紙片でさへも、一般的購買力をもつに至ることが可能となる。元來、貨幣の貨幣たるは、そのもの自體が、目的として持たるゝのではなくして、それを以て、他の何等かのものを獲得するの手段とせられる點である。従つて、他人が、この手段たる所の

或るものに對して、支障なく、自分の好む所のものを與へて呉れるならば、その或るものは、如何なるものであつてもよい。言ひ換ふれば、社會一般が、或るものに對して、その提供者の好むものを、それと引換に與へるといふ事態が成立するならば、そのものは貨幣に外ならぬのである。

各自が信頼し得る所の社會の秩序が、未だ確立しない時代に於ては、他人が支障なく自分の好むものを與へて呉れるためには、その他人の好むものを提供しなければならぬ。その外に方法はない。そして、總ての他人に對して、かくの如くに役立つものは、總ての人がもつことを好むものでなければならぬ。すなはち、この場合には、一般的購買力なるものは、それらのもの自體に依存するの外はない。併しながら、社會の秩序が確立して、各人がその秩序に對して信頼をもち、その秩序の下に於ては、一葉の紙片と雖も、よく、何人も、それと引換へに、その好むものを與へて呉れることとなるならば、一般的購買力なるものは、何等かのもの自體の價值に依存するの必要はなくなり、社會の秩序に依存して成立し得ることとなる。

一般的購買力は、かくて、第二の發生態様をもつこととなつたのである。すなはち、第一の發生態様が、具體的有形物の價值に依存するものとせば、第二の發生態様は、社會秩序といふ、謂はゞ無形の關係に依存するものである。政府紙幣や銀行券の如きものが、一般的購買力をもち得るのは、この第二の發生態様によるものである。

三 實體價值の上に成立する資金と、社會秩序の下に成立する資金

資金は、資本たる所の一般的購買力である。ゆゑに、一般的購買力の發生に於ける二つの態様は、資金の發生に於ても、もとより、同様に認め得べき所たるは言ふまでもない。而して、資金發生の第一の態様たるものは、貨幣制度として、我が國の如く、金本位制を採用する國にあつては、商品的金が、貨幣的金となることである。民國二十四年（昭和十年・一九三五年）の幣制改革の行はるゝ以前の中國の如く、銀本位制度の下にあつては、商品的銀が貨幣的金となることである。例へば、今日に於ては、その適用が停止せられて居るけれども、我が貨幣法第十四條の規定の如く、『金地金ヲ輸納シ、金貨幣ノ製造ヲ請フ者アルトキハ、其ノ請求ニ應スヘシ』といふ金貨幣の自由委託鑄造の如き、または、中國に於ける廢兩改元以前に於て、錢莊に於ける銀錠（馬蹄銀 Sycee）の鑄造の如きは、商品的金または銀の、貨幣的金または銀への轉換であつて、これによつて一定金額の資金は發生するのである。かくの如き、資金を實質的資金といひ、かくの如き資金の發生を、資金の實質的發生といふ。

資金の第二の發生態様たる所の、社會秩序に依存する發生といふは、言ひ換ふれば「相互負債」(mutual indebtedness)としての發生である。これには貨幣主權による所のものと、任意契約による所のものとの二つがある。

貨幣主權による所の相互負債としての資金の發生といふは、政府紙幣の發行の場合である。政府紙幣は、その發行によつて、政府自らが債權として、購買力を獲得し、資金を調達し得るのであるが、併し政府は、その發行額だけ債務を負擔することとなるのである。貨幣主權の委譲を受けたる發券銀行が、銀行券を發行する場合も、これと同様である。貸付割引によつて、發券銀行より銀行券の支拂を受けたるものは、發券銀行に對して、債務を負擔することとなるのであるが、それと同時に、發券銀行も亦、その銀行券の所有者に對して、同額の債務を

負擔することとなるのである。而も、貸付割引を受けたるものは、それだけの資金を調達し得た譯である。

任意契約による所の相互負債としての資金の發生といふは、一般の銀行が、その取引先に對して、貸付割引をなし、その金額を預金となしたる場合である。この場合に於ては、その取引先は、預金金額だけの資金を調達したのであるが、それは銀行に對する負債として存在し、銀行も亦、その預金金額だけ、取引先に對して債務として負擔する所である。

相互負債としての資金が發生する所の、この二つの場合に於ける相違を見るに、それが貨幣主權による場合にあつては、その發行額は、單に貨幣法または銀行券法といふ法律の範圍に於て制限があるに止まり、從つて、法律の改正を行ふことによつて無限に擴大し得るに反して、任意契約による場合にあつては、銀行は預金金額より、その引出に應ずる準備額を控除したる殘額を以て、明にその限度とするものであり、如何にしても、この限度を超ゆることを得ざるものなる點にある。

前に述べたる所の、資金の實質的發生の場合にあつては、商品的金または銀が、貨幣的金または銀に轉換することによつて、資金が發生することとなるのであるから、その發生に當り、人的に何等の相手方を要するのではなく、從つてその發生に債務を伴ふことなく、資金として單獨に發生するのである。然るに、社會秩序に依存する所の資金の發生の場合にあつては、その秩序の下に保護せらるゝ所の債權の確保すなはち債務の履行を以て基礎とするのであり、二人の人的當事者の存在を前提とし、その兩當事者の了解によつて生ずるのである。すなはち、實質的發生の場合の如く、金若しくは銀といふ實體たる價值を有するものが存在して、それを基礎として資

金が成立するのではなく、兩當事者の單純なる了解によつて創作せらるゝのである。ゆゑに、この場合の資金の發生をその創作的發生と言ひ、かゝる資金を、前の實質的資金に對して、創作的資金といふことが出来る。

四 金融の特殊性を決定する所の資金

本來、創作的資金といはゞ、右に述ぶるが如く、兩當事者間の相互負債といふ了解によつて成立するものと言ふべきである。然るに、創作的資金にあつては、貨幣主權によるものと、任意契約によるものとは、金融機構に對する關係に於て、全く異なる所がある。すなはち、後者は、金融市場そのものゝ裡に於て、金融取引として發生するものであるが、前者は、金融市場の外にある所の、貨幣主權の作用として、金融市場に對して、注ぎ込まるゝものである。政府及び發券銀行は、金融市場の外に在つて、金融市場に對して、その貨幣主權により、資金を供給し、または、吸取するの立場に在る。一般の銀行とその取引先とは、金融市場の裡にあつて、その市場的活動として、貸付割引及び預金をなすのであつて、そのことが、資金を産み出すこととなるのである。

かくの如く、資金の發生にあつても、貨幣主權によるものと、任意契約によるものとは、金融市場に對する關係に於て、全く異なる所がある。然るに、いま、資金の實質的發生の場合たる所の、商品的金または銀が、貨幣的金または銀となる場合について考察するに、それが、商品的なる間は、まだ金融の埒内に在らざるものであるから、それが貨幣的なるものとなるに於て、初めて金融市場に入り込みたるものと言はなければならぬ。

この關係に於ては、貨幣主權によつて資金が發生せしめらるゝ場合と、商品的金または銀が、貨幣的金または

銀となる場合とは、金融市場に對し、その外部より、資金として入り来るものなるの點に於て、その軌を一にするものである。従つて、貨幣主權による所の資金の發生は、本來、創作的資金の發生であるけれども、金融市場より見れば、金の實質的發生と異らざるものとなる。この意味に於て、私は、金融市場に於ける資金の増減伸縮を觀察する立場に於ては、この貨幣主權による資金の發生を以て、商品的金または銀が、貨幣的金または銀となる場合と同様に、資金の實質的發生として取扱ひ、一般の銀行とその取引先との間の任意契約によつて惹き起さるゝ所の、資金の創作的發生の場合と區別せんとするのである。

然るに、こゝに、資金の實質的發生として取扱ふべきもう一つの場合がある。それは、爲替關係によつて、資金が、外國より流入し来る場合である。

元來、資金が外國より流入し来る場合に於ては、流入國の本位制度に應じて、金または銀として輸入せらるゝのが本則である。この場合に於ては、流入國に於て、その輸入の金または銀が、商品的性質より貨幣的性質に轉換せらるゝことによつて、資金としての實質的發生となるのである。爲替による資金の流入は、結局に於けるその流出を前提とするものであつて、その範圍内に於ては、全體として相殺せらるゝものであり、然らざるときはその差額は、金または銀の流入によつて決濟せらるゝものである。併しながら、その全體的相殺以前、若しくは、金または銀を以てする決濟以前に於ては、個々の爲替の流入は、やはり資金の流入に外ならぬ。そして、この場合に於ては、金または銀の輸入に代るものであり、金融市場の外部より、流入し来るものであるから、かゝる資金は、實質的に發生したるものとして取扱はるべきである。

これを要するに、資金の發生には、實質的なものと、創作的なものとの、二つの態様があり、金融市場に於ける資金の増減伸縮といふ立場より言へば、(1)商品的金または銀の貨幣的金または銀となること、(2)外國爲替による受取勘定の受入れ、(3)貨幣主權による資金の供給の三者が、その實質的成立であり、且つこの(3)は、政府または發券銀行の(イ)支拂と、(ロ)貸付割引とに細別することが出来る。そして、一般の銀行と其の取引先との任意契約を以てする貸付割引とその手取金の預金とは、これによつて、相互負債たる關係に於て、資金を金融市場に供給することとなるのであるが、これが、資金の創作的發生たるのである。

資金の發生に關する原理的研究としては、尙ほ、多くの事柄を説明せねばならぬのであるが、こゝには、當面の記述に必要な範圍に限定して、以上の點にこれを止め、直ちに、本論たる中國金融の性格について述べなければならぬ。たゞ、この豫備的記述に於て、説かんとしたる目標は、一國資金の特殊性なるものは、實質的資金について専ら見るべきものであるといふ點であるから、それを、こゝに明らかにして置かねばならぬ。

すなはち、資金の一般的性格を決定する所の發生態様としては、前述の實質的發生と、創作的發生との區別が根本的である。創作的に發生する資金は、必ず實質的に發生したる資金の存在を前提とするものであつて、換言すれば、創作的資金は、實質的資金の基礎の上に、發展し膨脹するものである。蓋し、創作的資金は、銀行の貸出を以て出發するものであるが、一般の銀行にあつては、貸出は預金に依存して行はるゝの外なきものであり、

その預金は、煎じ詰むれば、前述の四つの實質的發生による資金が、基本たるからである。

かくの如く、創作的資金は、實質的資金に依存する。従つて資金の特殊的性格なるものは、創作的資金に於て特別に賦與せらるゝものではなく、實質的資金に於て賦與せらるゝものであつて、その性格が、そのまゝにこれより膨脹發展する所の創作的資金に傳承せらるゝに過ぎないのである。よつて、或る國に於ける資金の特殊性を極めんとする場合には、専ら、その國に於ける實質的資金の發生態様について觀察しなければならぬ。以下、この觀點より、中國に於ける資金の特殊性を研究するであらう。

五 銀本位制によつて賦與せられたる中國金融の特殊性

民國二十四年（昭和十年・一九三五年）中國は、幣制改革を行ひ、銀を國有すると共に、從來の銀本位制を廢止した。ゆゑに今日に於ては、銀は中國の貨幣でもなく、また勿論、本位貨幣ではないけれども、現に流通してゐる法幣の或る部分は、従前、貨幣として存在して居つた銀に替つて働いて居るのであるから、沿革的に見れば、中國の資金の或る部分は、銀が貨幣として生るゝに至つた態様によつて賦與せられた性格を帶有するのである。

銀が本位貨幣的な地位を占むるに至るまでに於ても、中國に於ては、貨幣として幾多の錢貨が存在した。併しこれら錢貨の時代には、それらは單に、貨幣としての役目をつとめて居つただけで、未だ資本としての働きをして居つたのではない。すなはち、それらは、貨幣ではあるが、資金ではなかつた。ゆゑに、こゝに資金の性格を問題とする場合には、それらは、この研究の埒外にあることとなるのである。貨幣たるものが資金たるの性質をも

つやうになつたのは、銀が貨幣として用ゐらるゝに至つた後のことである。

銀は、中國に於ては、殆んど産出しない。殆んど總てのそれは、海外より輸入せられたのである。すなはち、貿易關係によつて輸入せられた銀が、貨幣として用ゐられるやうになり、その結果、對中國貿易に於ては、銀が國際通貨となつた譯である。

併しながら、この貿易は、中國の側に於ては自主的に行はれたものではない。初めは、専ら、後には、主として外國商館の手によつて行はれたのである。殊に中國は、當初、その産物の國外輸出には消極的であつた。外商の執拗な強要によつて、已むなく輸出に應じて居つた状態であつた。従つて、かゝる状態の下に於て輸入した銀が、貨幣として用ゐられたといふのは、中國産物を引出さんがために、その所要に應じ外部より注入せられたものである。

従つて、かゝる銀より成る所の資金は、主として外國貿易の場面に活動するものであり、産物の調達が奥地に延びるに従つて、次第に奥地に於ても通用するに至つた。そして、社會秩序が確立しない状態の下に於ては、資金の蓄積としてよりも、むしろ財産の藏匿として益々銀が重用せられ、今日に於ても、その秘藏せるものは、相當の巨額に上ると推定せられて居る。而して、銀が貨幣として、または財産として重用せらるゝについては、その品位の保證が重視せられるのは當然のことである。この銀への兩替とその品位の保證に當るものとして、また、外國銀の流入する機關として、資金的信用の強大なる錢莊が發生することゝなつたのである。

銀は、本來、外國貿易によりて流出入するものであつたから、貿易の盛衰によりて、増減するの傾向にあつた。

併しながら、自國に銀を産出しない中國に於ては、その國際收支が銀の價格に影響を及ぼすことなく、却つて、世界銀價の變動が、爲替相場を動かし、それが國內の銀價、すなはち貨幣價值に直映し、物價の變動を左右する程度が甚だしかつたのである。すなはち、中國の貨幣價值は、中國自らの經濟が直接交渉する所なき、在外的原因によつて、動かされたのである。

それゆゑに、世界市場が一般に好景氣である場合に、銀價だけが世界市場に於て下落した場合に於ては、中國の物價は騰貴の傾向を見るのであるから、外人の中國に於ける經濟活動のための外資の流入を來すと共に、在外華僑の送金も増加することとなり、通貨の膨脹を來すのである。一九二九年以前は、暫くかくの如き時期であつたから、銀の流入夥しく、一九一八年から三〇年までに、凡そ十二億元に達し、その中、一九二七年より三〇年までの四ヶ年間に於て、凡そその半額の五億一千六百萬元であつたといふ。

併しながら、世界景氣が沈滞して、各國物價も下落するの時に於て、銀價も亦下落したる場合に於ては、中國經濟の受くる影響は、その銀價の下落が、物價下落の程度よりも、甚だしきか然らざるかによつて異なる。銀價下落が物價下落よりも甚だしきときは、銀を以て計算したる世界物價は、相對的には、すなはち中國の側より見れば、上昇したのであるから、貿易關係に於ては、輸出を刺激せられ、その關係に於ては、銀の流入を見る傾向にあるのである。併しながら、かゝる時期に於ては、海外に活動せる華僑は、その事業收益も減少するのであるから、従つて、その送金も減少し、その關係に於て、中國への資金の流入は減少するものと言はねばならぬ。

これに反して、世界物價の下落が甚しくして、銀價の下落を越ゆる場合にありては、中國にとりては、相對的

に銀價は騰貴したのであるから、外國貨物に對する購買力の増加を來し、輸入の増進となり、入超が擴大し、國
際收支に於て不利益の立場に立つこととなるのである。

一九三二年の英國及び日本の金本位離脱後の情勢は、稍々この例證となすに足るであらう。英國の金本位離脱
の後、その國の物價は騰貴したのであるが、銀の世界相場は、それよりも多く騰貴した。金を以て計算した銀の
價格は、低落したけれども、英吉利爲替に於て計算した銀價は騰貴したのである。その結果、銀の金本位離脱國
に對する購買力は増加することとなり、これらの諸國に對する中國の輸出は減退して、輸入は増加することとな
つた。

また、金本位國に於ては、往々物價の週期變動の中にあつて、時々銀の價格は先驅的變動をするものであつた
から、然る場合には、一般物價の下落に先んじて、銀價が下落することにより、中國の購買力は減退し、その逆
に、一般物價の騰貴に先んじて、銀價が騰貴することにより、中國の購買力は増進することとなる。この關係に
於ては、中國は金本位國に對して、物價下落の場合には、一層の不利益の立場にあり、その騰貴の場合には、一
層の利益を蒙る立場にあつたのである。

中國の銀本位制度に對して、決定的の打撃を與へたものは、北米合衆國の銀政策であつた。合衆國の銀の價格
鈎上げ政策は、中國に對しては、その購買力を増加せしめる影響を與へるものと考へられた。資金の國際的移動
なるものが、常に、貨物貿易とのみ關聯するものであるならば、左様な結果を招來したかも知れない。併し、實
際に於ては、資金は、單に、資金として、海外に投下せられ、または逃避するものである。合衆國の銀價鈎上策

は、中國の銀資金をして、米弗に轉換せしめる結果を招來したのである。

元來、國際的な資金の移動が行はれる場合に、爲替相場が正貨輸送點を超ゆるならば、現銀の輸送を惹き起すものであるから、資金の海外逃避の際に、現銀が輸送せられるに至れば、爲替と現銀との相場は、調節せられて一致すべき筈である。併しながら、北米合衆國にありては、一定の價格に於て、銀の買上げを行ふのであるから、銀を輸送すれば、その價格の米弗を獲得し得るけれども、爲替を以てしては、それだけの米弗を獲得することは出来ない。銀は、この場合、この特殊の價格を目的として動くのであつて、爲替を以てしては、その目的を達成することが出来ない。その結果、ここに、銀價と爲替相場との間に大なる開きを生ずることとなり、銀の國外逃避は夥しき量に上ることとなり、銀を以て本位制とする中國幣制に根本的な變革を來たさざるを得ざるに至つたのである。

銀を産出せざる中國の銀本位制は、遂に銀産國の國內政策によつて壊滅に歸せしめられたのである。

六 海外よりの流入資金によつて賦與せられたる

中國金融の特殊性

中國に於ける外國爲替關係に於て流入する外資は、結局は、前述の銀を以て決済せられたのであるが、今日に於ては、在外資金として保留せられ、外國物資の購入に充てられて居るのである。

爲替關係によりて流入する資金の主たるものは、外國よりの投資と、華僑の送金である。外國よりの投資には

謂はゆる政治的借款と利權獲得借款と、商業資金の流入とがある。いづれにしても、かゝる資金の活動に随伴するものとして外國銀行の勢力が、中國の經濟界に於て強大なるものとなつた。而して、租界の特權的立場と結んで、外國銀行は、中國金融市場の裡にありながら、政治上に於ては、中國々權の外にある所の、特殊の地位を獲得したのである。

殊に、外國資金が借款として流入するやうになつてからは、外國銀行は、政治利權關係の投資機關化することとなり、各本國の資本主義的活動の代表機關となり、單に、中國金融機構の中に於て中心的地位を占めるに止まらず、鑛山炭山の開發權を獲得し、交通機關を專有し、それらの經營に直接に參與し、借款の擔保たる關稅鹽稅の抑留保管をなし、遂には中國の國家財政に重大なる影響を及ぼし得るの地位を獲得し、各本國の中國に對する政治的進出の幫助機關たるの觀を呈することゝなつた。

外國銀行のかくの如き性格は、流入外國資金の性格の反映であるが、軍閥、官僚、富商が、集積したる所の資金が、これに預け入れられるに及んで、外國銀行は、更に、各本國政府の對華政策の一翼たるの働きをなすに至つたのである。従つて、各外國銀行は、各國資本の競合に際しては、相互に競争排撃すると共に、また、各國資本が、共同防禦を必要とするときに至つては、相協同することもあつた。一九一〇年の英米獨佛の謂はゆる四國銀行團、一九一二年の日英米獨佛露の謂はゆる六國銀行團、一九二〇年の日英米佛の四國銀行團の如きは、この協同の例である。

華僑の送金が、中國への外資の流入として重要な地位を占むるものなることは、今更言ふまでもない。事變前の好景氣時代には、毎年凡そ一億五千萬弗乃至二億弗と推定せられて居り、最近、同盟通信によれば、香港中央當局の統計として、南僑總會の發表する所は、日支事變以來、一九四〇年十月までに、海外華僑が、政府各機關及び中國銀行を経て、本國に送金したる金額は、法幣にて二億九千四百萬元に達するといふことである。

元來、外國資金の流入は、前述の如く、外國銀行の司る所であるから、華僑の送金も、當初は、外國銀行の取扱ふ所であつた。併しながら、銀資金の蓄積による中國民族資金の擡頭は、この華僑の送金と呼應して、新式銀行の設立となつて現はれることゝなつた。而して、この新式銀行なるものゝ金融上の勢力を助長したるものは、中央及び地方政府の財政政策としての新式銀行の利用を見通すことは出来ないけれども、それは、後に述ぶる所の、紙幣によつて賦與せらるゝ中國金融の特殊性として見るべきものである。

華僑の送金は、事變後は、全く政府の海外よりの軍需購入資金として用ひられることゝなつたのであるが、事變前に於ては、この資金は、純粹に國內に集積せられたる民族資金として、前述の新式銀行の擡頭に際し、その資本として用ひられたるのみならず、各種の事業に用ひられるものとして活動した。元來、この資金は、中國の取扱ひ銀行に於ては、在外資金、爲替資金として保有することゝなり、受取人に於ては、その銀行に於ける預金とするのでなければ、銀若しくは銀行券を受取ることゝなるのである。これらの受取人の得たる資金は、次第に各種の事業に投下せられるのであつて、その事業のために、外國資財を必要とするときは、その買入に對して、前述の在外資金が用ひらるゝことゝなるのである。かくて、華僑送金として、中國に集積せられた資金は、事變

前にあつては、上海に於ける銀行、會社、工場等の資本の凡そ一〇%を占むるものとして、活動したものであつて、かの永安紡績公司、永安公司、南洋兄弟煙草公司、先施公司、新々公司、などは、いづれも華僑資本による事業であり、更に、潮汕鐵路、寧陽鐵路、福建鐵路、程溪輕便鐵路の如きも、華僑資本による建設であり、この外、廣東福建兩省に於ては、銀行、汽船、自動車その他各種の工業は、殆んど、すべて華僑資本によると言つてもよい位である。

華僑送金として中國に流入したる資金は、かやうに、自由なる産業資金として活動し得る性格をもつものである。従つて、この資金が、何等かの經濟活動をなしたる後に於ても、それが海外に流出することなく、中國に留まる限りは、常に産業的に自由に活動し得るのである。

七 紙幣によつて賦與せられたる中國金融の特殊性

中國に於て近代紙幣を初めて發行したものは、外國銀行であるといふことであり、中國側銀行は、當初これに倣つたもので、光緒二十二年（一八九六年）設立の中國通商銀行が、最初の紙幣の發行をなしたといはれ、次いで中國の新式銀行は次第に、その發行をなすものが増加したのである。

外國銀行が、紙幣の發行をしたのは、その外國資本を背景とする所の信用に基くものであり、中國側の新式銀行がこれに倣つたのは、その業務の利益多きことに着目したるがためである。併しながら、いづれの場合に於ても紙幣の發行といふことが可能となつたのは、貨幣需要の増昂に應じたものに外ならない。併しながら、銀行紙

幣が貨幣的地位を占むるについて、更に、有力なる背景をなしたものは、政府財政と銀行の發券業務との聯結である。

清朝に代つて、北京政府の時代となり、財政資金の調達は一外債より内債に轉化するの傾向を帶ぶるに至つたけれども、近代的銀行組織の成立して居ない當時にあつては、内債は、十分にその目的を達することが出来なかつた。國民政府の成立の後、中國に於ても、近代的金融市場の形貌が稍々整ふに至り、民國三年の上海股票商業公會の設立、民國七年の北京證券交易所の開始、民國九年の上海證券物品交易所の成立等によつて、有價證券市場も、ともかくも出來上ることとなり、内債消化の道も開かれるに至つたのである。この情勢の下に於て、中央政府も地方政府も、内債の募集及び借上金の機關として、新式銀行を利用することを有利となし、それらに對して紙幣の發行を認容すると共に、公債を以てその發行準備となさしむるに至つたのである。

かくて、銀行紙幣は、利率の高く、割引歩合の大なる公債を以て發行準備とする所の、頗る有利なる條件の下に發行せられることとなり、増大したる貨幣需要に應じつゝ、且つ近年には銀の海外流出による通貨の埋め合せとして、廣く流通を見るに至つたのである。ここに於て、中國に於ても、貨幣主權による所の貨幣の供給及び任意契約による所の通貨の創作としての、資金の供給が存在することとなつたのである。

いま、中國に於ける銀行紙幣の變遷沿革の記述は、これを省略することとするけれども、紙幣が通貨として重要な地位を占むるに従つて、その整備統制の必要が次第に加はり、發券銀行の濫立と紙幣の濫發とは必然に抑制せられざるを得ざることとなり、その整備機關として中央銀行の設立を促すに至つたのである。この機運の下

に、民國十七年（昭和三年・一九二八年）十月五日、中央銀行條例を制定して、同年十一月一日、國立銀行として、上海に中央銀行が設立せられたのである。

中央銀行設立以來、發券制度の統制の傾向は愈々具體的に促進せられ、その目的の下に、中央銀行券の全國的通用と、省銀行及び地方銀行に於けるその領用制度とを確立した。すなはち、従前の中國の各發券銀行は、分區發行の制度をとり、紙幣の表面に上海、天津、漢口等のそれぞれの流通區域を標記して、その發行準備を専らそれら標記の土地に存置して、兌換も亦その地に於てのみ行ふのであつたが、中央銀行券は、かゝる地名券制度を廢止して、流通區域を標記せず、中央銀行法を以て全國に亘り流通使用すべき旨を規定した。

領用制度といふは、發行權を有せざる銀行が、發券銀行に對して、現金準備六割・保證準備四割を以て、擔保を提供し、全額の銀行券を無利息にて受領し、契約期間内は、發行者と同一の立場に於て、これを使用し得る制度である。中央銀行設立以來、銀行兌換券發行稅法を公布して、中央銀行以外の各發券銀行の發行を抑制することにしたのであるが、恰も、巨額の銀の流出退藏等により、紙幣の流通範圍は擴大して、各發券銀行の發行高が益々増加することゝなつたから、これが抑制と統一のために、「設立省銀行或地方銀行及領用或發行兌換券暫行辦法」なるものを公布して、省銀行及び地方銀行には、一元乃至一元以上の大額兌換券の發行を禁止して、これは、領用によつて中央銀行券を使用せしむることとしたのである。

民國二十四年（昭和十年・一九三五年）の幣制改革は、愈々紙幣の統一を企圖して行はれた。同年十一月四日以後は、中央、中國、交通の三銀行發行の紙幣を以て、法幣となし、租稅の納付及び一切の公私の金錢授受は、す

べて法幣のみを以てすべく、銀を行使することを禁止し、右三銀行以外の銀行にして、曾て財政部の許可を得て發行せる紙幣にして現在流通せるものは、従前通りその行使を認められるが、その發行額は十一月三日現在の流通額を以て限度とし、増發することは許されず、且つ財政部は適宜期限を定めて、逐次中央銀行券を以てこれを回収する。法幣準備金の保管及び法幣の發行回収事項は、發行準備委員會を設置して處理し、その信用を確保する。銀行、錢莊、商店及びその他の公私の機關または個人にして銀本位幣またはその他の銀貨銀地金等を所有するものは、十一月四日以降、發行準備委員會またはその指定する銀行にこれらを交付して、法幣に兌換しなければならぬ。従前の銀貨單位によつて締結したる契約は、各々當初の金額通り、期日に於てすべて法幣を以て決済することとする。法幣の對外相場を現在の價格に於て安定せしむるため、中央、中國、交通の三銀行は、無制限に、外國爲替を賣買することとしたのである。

この幣制改革は、銀の貨幣性を褫奪して、紙幣を以て全面的にこれに代はらしめんとするものであり、且つその紙幣の發行は政府の機關たる三銀行に限定して、管理通貨の制度を作らんとしたものである。こゝに於て、法幣たる紙幣は、最早や、金屬貨幣の代表物ではなくして、貨幣主權に基きて發行せられたる強制通用力をもつたものとなつたのである。

かくて、銀は、この幣制改革によつて、流通貨幣たる地位を失ふこととなつたけれども、尙ほ、紙幣の發行準備として、謂はゞ準備貨幣たる地位を保つこととなつた。それは、一般民衆に於ては、未だ金屬主義的貨幣觀を脱却し得ざるため、その信用を繋ぐ必要のあつたこと、發行額の調節の基礎とする必要のあつたこと、國際收支

の決済または爲替統制の手段として、これが保有を必要としたがためである。

法幣は前述の如く、當初、中央、中國、交通の三銀行の紙幣に限定されたのであつたが、後、中國農民銀行も一億元の法幣發行が許可せられた。法幣の對外價值は、必ずしも一定の安定點に絶對的に維持せんとしたものはなく、また、如何なる特定國の通貨にもリンクするものでもなく、當初は、便宜上、他國の通貨に對し、賣買値段の上限と下限とを定めて居つたに過ぎなかつた。併しながら、法幣の對外價值としては、對英一志二片半の相場を維持したものであつた。

法幣を基本とする中國の金融は、支那事變の發展によつて、幾多の變革を蒙ることゝなつた。それが、すべて、中國金融に活動する所の資金が、貨幣主權による所の紙幣の形に於て存在する資金たる性格より生ずる所である。本稿に於ては詳細にこれを記述するの餘裕なきを以て、これは他日に譲るの外なきことではあるが、たゞその要領のみを示すこととする。

すなはち、法幣は、軍費支辨の財政手段として利用せられたるがため、政府側に於ては、増發を行ひながら、民間金融界に於てはデフレ政策を行ひたること、資金の海外逃避を防止するために、民國二十六年（一九三七年）には非常時期安定金融辦法を以て、民國二十八年（一九三九年）には新安定金融辦法を以て、預金引出の制限、すなはち、謂はゆる第一次及び第二次のモラトリウムを行ひたること、その制限外の預金は、同業匯割を以てするにあらざれば引出すことを得ざらしめ、この同業匯割なるものは、法幣を以て支拂はることなく、且つ外國爲替を買得し得ざるものたらしめたること、¹⁾ 法幣の外國爲替買入の自由に制限を加へて、割當制を設けたけれども

1) 拙著「支那に於ける特殊通貨の研究」第三章第三、四、五節參照。

實力なく、爲替相場の暴落を來したこと、その對外價值の維持のために、外國政府との共同により爲替平衡資金を設けたること、更にそのために外國借款の援助を求めたことを擧げなければならぬ。

更に支那事變は、北支に於ては、聯合準備銀行、中支に於ては、華興商業銀行の設立となり、それぞれの銀行券が發行せられ、北支に於ては法幣は驅逐せられ、聯銀券の流通範圍が確立せられ、中南支には軍票が流通することとなり、更に南京に國民政府が歸還するに及んで、中央儲備銀行の開設と共に、華興銀行券の發行が廢止せられて、中央儲備銀行券が法幣として發行せられることとなり、當分舊法幣と併行的に流通することとなつた。

かくの如くにして、紙幣本位となれる中國の金融界は、今や、東亞新秩序の建設の經濟的基本たるべき日系通貨と、舊秩序の夢尙醒めざる重慶政權の抗日通貨との對立混交の状態を呈しつつあるのである。

——二六〇一・紀元節——